

ムダにムダを重ねる徳山ダム「導水路」はいらない！

導水路はいらない！愛知の会

会報 30 号

2016年11月04日

〒467-0853

名古屋市瑞穂区内浜町1-15

加藤伸久方

TEL/FAX 052-811-8069

URL: <http://www.dousuiro-aichi.org/>

「やっぱり止めよう！徳山ダム導水路」集会在開催！

愛知県知事らを被告に「導水路」中止を求める足かけ8年の裁判闘争は、2016年5月31日の最高裁による上告「棄却」決定で住民側の敗訴が確定・終了しました。

これまでの行政裁判をなぞるかの如く本件裁判も、高裁の判断は控訴人（私たち）が明らかにした主張に対して判断を記載せずダンマリを決め込んだ、判決に理由を付さない違法（理由不備）がある「孔あき」判決でした。

890億円ものムダな「導水路」は、やっぱり止めよう！と「愛知の会」は8月11日（祝）、名古屋市生涯教育センターで「やっぱり止めよう！徳山ダム導水路」集会（＜第一部・上告「棄却」不当決定 抗議集会＞、＜第二部・講演会＞）を開きました。



抗議集会では冒頭、小林共同代表より“憲法の番人・最高裁が「裁判所の判決はこの程度でよい」とは、日本の司法はどうしようも有りません。今後は、市民の協働で導水路を造らせない取り組みを“と「会」を代表して報告挨拶しました。



次いで、岐阜の仲間を代表して“長良川に徳山ダムの水はいらない！河口堰の開門を”と、岐阜県知事への要請行動などの取り組みを進めている、武藤 仁「長良川市民学習会」事務局長より連帯挨拶をいただきました。

その後、事務局が提案の①「愛知の会」の今後の方針、②‘15会計報告（①、②ともP7に収録）について、拍手で承認。例年「恒例」の在間弁護団長によるミニ講演は、演題もずばり「最高裁は、高裁の孔あき判決を容認」です。

（詳しくは、P2～4 [寄稿](#) 「最高裁決定の問題点」・在間弁護団長を参照のこと。）



休憩後の講演会は、本「会」発足総会記念講演（‘09年3月）以来、久々の伊藤達也・法政大学教授が講師で。演題は「長良川河口堰開門委員会の経過報告と徳山ダム導水路問題」です。（講演の概要はP6に収録、※講演パワーポイントは本「会」HPをご覧ください。）

P2～4	寄稿	最高裁決定の問題点(高裁の「孔あき判決」を容認) ……在間 正史 弁護団長
P5	寄稿	徳山ダムの水は要らないー「やめる」決断をするとき…近藤ゆり子「徳山ダムの会」事務局長
P6	報告	「長良川河口堰開門委員会の経過報告と徳山ダム導水路問題」…伊藤 達也教授
P7	報告	「やっぱり止めよう！徳山ダム導水路」集会…今後の方針、2015年度会計報告
P8～9	投稿	河口堰の開放に向かって進む韓国プサンと交流…武藤 仁「長良川市民学習会」事務局長
P10～11	投稿	設立10年を経て、さらに連帯の輪を強く広く…奥宮 芳子「設楽の会」事務局長
P12～13	投稿	民主主義ってなんだ？ここから始める ……近藤ゆり子「徳山ダムの会」事務局長
P14		会員・サポーターの皆さまへ “イベントなど” 参加のお願い

寄稿 徳山ダム導水路・最高裁決定の問題点 (高裁の「孔あき判決」を容認)



「導水路」中止裁判・弁護団長 在間 正史

徳山ダム導水路公金支出差止請求訴訟は5月31日に最高裁の上告棄却決定がありました。高裁の「孔あき判決」を容認したもので、その問題点について解説いたします。

1 最高裁により下級審判決が取り消される（上告理由がある）場合

上告理由は民事訴訟法312条に定められており、その一つが、判決に理由を付さず、又は理由に食い違いがあるときです（同条2項6号）。

【判決に理由を付さない（理由不備）とは】

訴訟において、判決は当事者の主張に対して裁判所が応答するものです。したがって、判決の結論に影響を与える当事者の主張に対しては、これに対する判断を判決の理由中に記載して示さなければなりません。それをしないと、判決に理由を付さない（食い違いと合わせて理由不備）違法があることになります。

判決に理由を付さないとは、理由に記載しなければならないことが記載されていない、つまり理由に「孔があいている」ということで、判決としてあってはいけない欠陥判決ということです。以下、徳山ダム導水路訴訟で問題となった論点毎に検討します。

2 利水事業からの撤退通知がある場合の水道負担金支払義務

控訴人（原告住民）は、「事業からの撤退通知があったときは、事業からの撤退が決まって、事業が縮小するので、従前事業の工事はできず、また、事業実施計画を変更しなければ縮小事業の工事もできない。工事がなされなければ水道等負担金は発生しない。

したがって、事業実施計画を変更しなければ費用負担義務を免れることはできないといっても、工事ができないので、従前事業の水道等負担金が発生せず、その支払義務は生じない」と主張していました。

しかし、高裁判決は、この「工事ができないので、従前事業の水道等負担金が発生せず、その支払義務は生じない」との主張を、控訴人の主張として記載せず、当然、理由でも記載しない孔あき判決でした。

3 流水の正常な機能の維持のための必要性

控訴人（原告住民）は、「ヤマトシジミの生息のために必要な流量として求めようとしていたのは、ヤマトシジミの大量斃死が起こらない塩分濃度となる最低限度の流量（ヤマトシジミの生息のための最小限界条件）である。

ヤマトシジミは11,200mg/Lの塩素イオン濃度で常時飼育した場合の30日後の斃死率が50%であり、このような塩分濃度となる最低限度の流量を求めなければならない。木曾川大堰の取水制限流量50

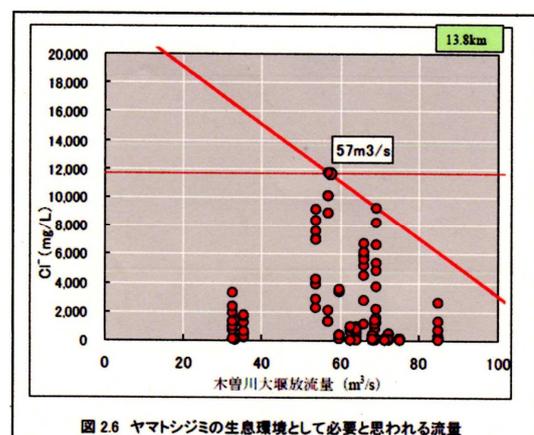


図 26 ヤマトシジミの生息環境として必要と思われる流量

m³/s によって現在の汽水環境が形成されてきたということでは、木曾川大堰の取水制限流量 50 m³/s の下でヤマトシジミの生息に問題はなかったこと（ヤマトシジミの生息のための限界条件を上回っていたこと）はいえ、木曾川大堰放流量 50 m³/s がヤマトシジミの大量斃死が起こらない最低限度の必要流量であること（「堰からの放流量が 50 m³/s 以上でなければ大量斃死が起こらない塩化物イオン濃度を満足できない」というヤマトシジミの生息のための最小限界条件）は導き出せない。

木曾川下流部の塩分濃度は、流量のほかに月齢・干満によって 0～14,000 mg/L の間で絶えず変動しており、塩分濃度は、一時的に塩化物イオン濃度 11,600 mg/L 以上となっても数日のうちにはゼロになるのを含めて低下する変動をしており、塩化物イオン濃度が 30 日間連続で 11,600mg/L となることはない。」と主張していました。

高裁判決は、「木曾川大堰完成後約 30 年間にわたって、日平均 50 m³/s の維持流量放流を堰操作により、ヤマトシジミの生息域における現在の汽水環境が形成されてきたという実績を考慮して河川維持流量を 50 m³/s に設定することについて、重要な事実の基礎を欠くということとはできない」と述べるだけでした。

それも、「ヤマトシジミは、11,600mg/L の塩素イオン濃度に曝されても直ちに斃死しないにしても、11,200mg/L の塩素イオン濃度で常時飼育した場合の 30 日後の斃死率は 50%である」と前提事実において述べながらです。

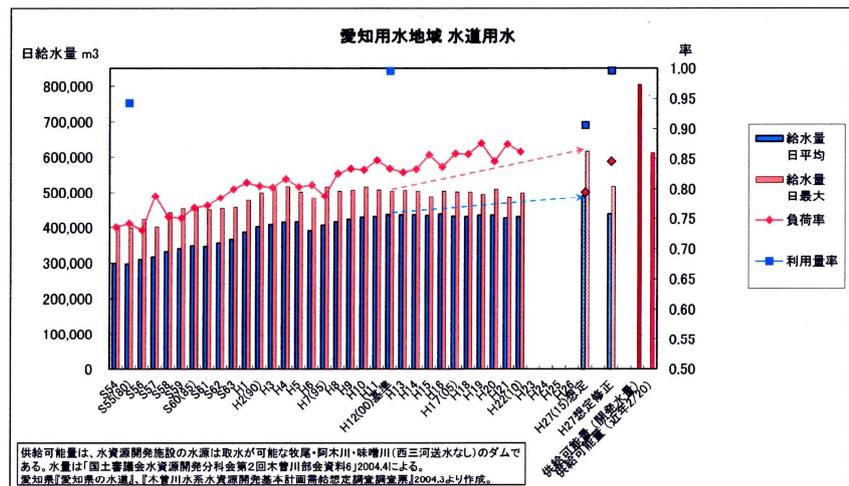
高裁判決は、ヤマトシジミの生息のために必要な流量としては、その生息のため必要な最低限度流量（必要条件だけでなく充分条件）を設定しなければならず、控訴人住民はその主張をしているのに、これに対する判断を理由に記載せず、孔あき判決でした。

4 新規利水の供給のための必要性

控訴人（原告住民）は、①「愛知用水地域の水道水の需要実績は、1日最大給水量は、2013年実績は49.13万m³であって、2000年実績50.35万m³から微減ないし横ばいである。

1日最大給水量が2000年から2015年に9.56万m³・約18.3%増加、年平均で0.64万m³増加するとする愛知県需要想定は、2013年までの実績事実によって、実績と乖離しており、2015年に想定値にはならないことは明らかである。」ということだけでなく、②「西三河地域の水道水は、矢

愛知用水地域 水道水の需要 実績と想定



2000年実績： 平均436.2千m³ 最大521.0千m³
 2015年想定： 平均489.9千m³ 最大616.6千m³（2000年からのトレンドは破線）
 2010年実績： 平均430.5千m³ 最大499.1千m³（2000年から微減、横ばい）

作川水系の水源だけで愛知県需給想定調査の2015年需要想定値(最大)を上回っており、味噌川ダムの西三河暫定送水は必要がないので、味噌川ダムの愛知県水道用水は全てを愛知用水地域で使用でき、愛知用水地域の水道用水の徳山ダム等の安定供給水源を除いた近年2/20安定供給可能量は61.18万m³/日である。

これに対して需要は、上記のように、2013年の実績最大給水量は49.13万m³、愛知県需給想定調査の2015年想定需要量(最大給水量)は61.66万m³/日である。徳山ダム等の安定供給水源を除いた近年2/20安定供給可能量は、2013年需要実績の1.25倍もあり、また愛知県需給想定調査の想定需要量(高裁判決は安全性を考慮して余裕を持った供給にするために許容されると言っています)とほぼ等しい。愛知用水地域は、徳山ダムの水(本件導水路)がなくても、安全性を考慮した余裕を持った供給状態となっている。」と主張しました。

愛知県需給想定 水道用水水源内訳

	開発水量	供給能力 近年2/20	開発水量内訳	備 考 ※括弧書きは近年2/20供給量	単位:m ³ /s	
					供給能力 近年2/20 除安定供給	開発水量 除安定供給
愛知用水地域						
指定水系内水資源開発施設	10.81	7.79	牧尾ダム 2.594 阿木川ダム 1.102 味噌川ダム 1.013 長良川河口堰 3.800 徳山ダム 2.300	西三河暫定送水1.756差引後 0.94は安定供給水源(0.71) 安定供給水運(1.83)	1.82 0.63 0.85 2.15	2.59 1.10 1.01 2.86
自流	0.00	0.00			0.00	0.00
地下水	0.27	0.27			0.27	0.27
その他	0.00	0.00			0.00	0.00
その他水系	0.19	0.19			0.19	0.19
合計	11.27	8.25			5.91	8.03
西三河地域						
指定水系内水資源開発施設	1.78	1.48	味噌川ダム 1.758	愛知用水から暫定送水	1.48	1.76
自流	0.00	0.00			0.00	0.00
地下水	0.00	0.00			0.00	0.00
その他	0.00	0.00			0.00	0.00
その他水系内						
水資源開発施設	4.43	4.43			4.43	4.43
自流	1.14	1.14			1.14	1.14
地下水	0.87	0.87			0.87	0.87
合計	8.20	7.92			7.92	8.20

愛知県「木曾川水系における水資源開発計画需給想定調査(都市用水) 平成16年3月」より作成

高裁判決は、「本件フルプランの策定に先だって実施された本件需給想定調査における愛知用水地域の水道用水の需給想定値等は、平成12年度の1日平均給水量436,200m³/日、同1日最大給水量521,000m³/日、1日最大取水量(河川取水地点)6.79m³/sが、平成27年度にはそれぞれ489,900m³/日、616,600m³/日、8.25m³/sに増加すると想定されている。

控訴人らは、想定需要と需要実績との間に乖離があり、新規利水の必要性の根拠事実を欠いていると主張するが、同必要性については、安全性を考慮して余裕を持った想定需要を設定して判断することも許容される。」と述べています。

高裁判決は、控訴人住民は需要だけでなく、②で供給が需要を上回っていることを主張しているのに、これに対する判断を理由に記載せず、孔あき判決でした。

(※高裁判決の内容とその問題点の詳しい内容については、「導水路はいらない!愛知の会」ホームページの裁判資料の解説を参照して下さい。)

以上のとおり、最高裁の上告棄却決定は、高裁判決は結論に影響をもたらす控訴人(原告住民)の主張があるのに、これに対する判断を判決理由に記載していない理由不備の「孔があいている」欠陥判決であるのに、これを理由不備に当たらないとして容認したものです。裁判所の判決は「この程度のものでよい」と言っているに等しく、司法が国民から付与された責務を果たさず、自ら放棄した許されない判決です。

徳山ダムの水は要らない

— 「やめる」 決断をするとき

「徳山ダムの建設中止を求める会」事務局長 近藤ゆり子



徳山ダムは水資源開発促進法に基づく水資源開発を目的としたダムである。2008年に”本格運用”に入ったが、いまだ開発水は一滴も使われていない。理由は明白だ、「水は要らない」。

岐阜県は、2004年の事業費大幅増額問題のとき、徳山ダムの早期完成要望と事業費増額了承の先頭に立った。このとき岐阜県は大垣地域に2.6 m³/秒（上水=1.2 m³/秒、工水=1.4 m³/秒）の水の需要があると言い張った。だが一度として徳山ダム新規開発水用の専用施設の検討をしたことはない。水の都・大垣の水道は100%井戸水だ。西濃地域の繊維工業は撤退した。地下水揚水は減少し、地下水位は上昇している。大垣地域に徳山ダムの水が必要なはずがない。

結局のところ、岐阜県は、要らない水のための徳山ダム建設費を一般会計から支払い続けている、その額、毎年約26億円。額は漸減していくというものあと15年は支払い続ける。（「治水分」を県債発行で賄った分は、別途2042年まで償還がかかる）。要らないもののツケは大きい。

戦後復興～高度成長の時代、「経済成長は善である」とされていた。1961年に水資源開発促進法・水資源開発公団法ができた頃は、水資源開発の必要性は疑いないと思われていた。

右肩上がりの「成長」を善とする発想は、水俣病をはじめとする多くの公害を発生させ、被害を深刻化させた。そして1973年のオイルショックをきっかけに高度成長は終わった。だが人々が成長神話の裏側を見つめ、終焉を自覚するには、まだ時間を要した。

長良川河口堰問題で、木曾川フルプランの破綻は明らかになった。もう小手先の「変更」ではなく、「水資源開発」そのものを終えねばならない時が来ていた。建設省自身が「中止を含めて見直す」として徳山ダム建設事業審議委員会が設置された。河口堰の水もろくに使われない中、巨大な水資源ダムの建設は必要なのか？しかし委員の顔ぶれから予想される通り、徳山ダム審の答申は「早期完成」であった。

構想浮上から四十数年、世紀の変わり目になって徳山ダムの本格的工事は始まった。

2006年、徳山ダムの湛水が開始される直前、私は長々”相手”だった中部地整のY氏に言った。「私はあなた達から、熱意を込めた『徳山ダム建設必要論』を聞いたことがない。このままでは私の気持ちがかばれない。湛水を始める前に、お願いだから、せめて一度は『徳山ダムはどうしても必要だ』の熱弁を聞かせてよ。」 Y氏答えて曰く「だって近藤さん、今さらやめるのは現実的でないでしょ。」

2009年、導水路訴訟を提起する前に愛知県庁に「愛知県は本当に導水路が要るのか？ここで考え直したらどうか」と言いに行った。このときの愛知県のお役人の返答は「徳山ダムができちゃったから（作るしかない）。」

長良川河口堰反対運動に誰よりも熱心に取り組んだ故村瀬惣一さんは、よくこんなふうと言っておられた。「何が何でも河口堰や徳山ダムを作りたがる建設省の役人のやり方は、負けるわかっているけどもなお戦争を続けようとした軍部とそっくりだ。戦争体験者として許せない。」村瀬さんは敗色濃厚な戦争末期に召集され、”日本鬼子”の一人にされた。村瀬さんにとっては、権力者のメンツやしごらみに拘泥し、誤りが明らかになってもなお軌道修正しない官僚の姿が、戦争末期の当時の軍部と重なって、我慢がならなかったのだ。

計画があるから、既成事実ができたから、もうやめられない。必要性はとうに失われているけれど、やめられないからやる…。こんなことはもう本当に終わりにしなければいけない。

今、「決める政治」という言葉がもてはやされている。ならば「やめる」「引き返す」ことこそ、今すぐに決断すべきだ。

「長良川河口堰開門委員会の経過報告と徳山ダム導水路問題」

◆ 講演の柱

① 「長良川河口堰開門調査」のきっかけ

- * 2011年2月の知事選、市長選で、「アイチ・ナゴヤ共同マニフェスト」提出、当選。
- * 「10大環境政策」で環境首都アイチ・ナゴヤを…2. 木曾川水系連絡導水路事業の見直し
4. 長良川河口堰の開門調査

② 「長良川河口堰検証プロジェクトチーム」の立ち上げ

- * 会議は完全オープン。傍聴席発言も適宜取り上げ、批判も自由。報告書も委員の手で。

③ 「長良川河口堰最適運用検討委員会」の立ち上げと現状

- * 2012年6月、さらなる検討と開門調査の実施に向けて設置、県内で出来ることの検討。

④ 徳山ダム（木曾川水系連絡）導水路問題をどのように考える？

* 第1回幹事会（2010年12月）名古屋市上下水道局次長

「河村市長が当選されて…（中略）…当市単独の検討は非常に困難である…（後略）…
→ダム使用権等の振替え、既得水利の合理化・転用、渇水調整の強化などの検討依頼

* 第2回幹事会（2011年06月）愛知県副知事

「知事もマニフェストには導水路事業見直しという項目を掲げておりますけれども、現段階で私ども事務方に対する指示は『いろんな専門家から幅広く意見を聴いて下さい』
…（中略）…現段階でこれを変更するといった必要の事情がございません。

* 第3回幹事会（2015年11月）・稲沢市長

その河川には動植物、魚類もあると思います。全く渇水になったときに、人だけが残るといふ話はいかがなものか。…（中略）…動植物の生態系も重要であり、飲み水など人を中心とした議論ではいけないのではないかと。（後略）…

同 上 ・津島市長

…（前略）…木曾川の流量が減りますと大変塩害も多く、…（中略）…木曾川の普段の水量をもう少し多くしていただいて、生態系を守っていくことも大事なこと…（後略）…

* 「長良川河口堰の開門調査」、「徳山ダム導水路計画の中止」をめぐる利害関係

- ・ 国交省のかたくなさ、三重県・岐阜県の態度、市町村レベルの体質、市民レベルの関心
- ・ 愛知県スタッフ、名古屋市スタッフの態度



先般、伊藤 達也教授らが利水チーム検討委員の愛知県県長良川河口堰最適運用検討委員会より「166kmの清流を取り戻すために まずは長良川河口堰の「7千開門」を実現しましょう」(A4版・48ページ)が発行されました。抜粋を紹介します。

ご購入希望の方には送付(ただし、数量に限りあり)いたしますので、事務局<加藤宅・(052)-811-8069>へ、連絡先・住所を記載のうえ Faxにてお申込み下さい。

● 水資源開発と渇水対策に向けて、新たな発想を一過剰な水資源開発への反省

- * 長良川河口堰の水は16%しか使われていない。
- * 愛知県、名古屋市、三重県の人々は、84%は渇水時のリザーブでしかない水に巨額の投資をした。
- * 名古屋市は長良川の水を使うとなると、さらに100億円単位のお金が必要となる。
- * 水は限りある資源、取水制限は節電と同じで、渇水による影響を最小化するための対策であり、被害ではない。
- * 節水対策での最優先事項は人の生命と健康、優先順位の再検討をすべき。
- * 愛知県の水需要予測は、実績とかけ離れた過大な目標設定になっていた。
- * 検討委員会は2016年度以降の水需要予測を、これまでの実績と照合しつつ作成します。

「導水路はいらない！愛知の会」今後の方針

県知事らを被告に「導水路」中止を求める足かけ8年の「住民訴訟」裁判のたたかいは、今年5月30日の上告棄却決定で住民側の敗訴が確定・終了しました。

アベノミクス不況で多くの県民市民が苦しむ時代、「財政が苦しい」を枕ことばにして、福祉・医療・教育の施策に大ナタを振るう一方で、大企業・ゼネコンが喜ぶ事業に湯水のごとく税金を投入する県政は変えなければなりません。



私たち国民は微力ですが無力ではありません。今後、「愛知の会」は、ムダにムダを重ねる「導水路」を造らせないよう、「河川ムラ」とたたかう仲間（「長良川市民学習会」や「設楽ダムの建設中止を求める会」と連携を深め、「アベ暴走政治ストップ」市民団体と協働の運動を追求し、次のとおり運動を進めます。

皆さまの一層のご支援をお願いします。

- ① 日常運営は、運営委員会、事務局機能を主体に活動を展開します。
※「検討の場」会議開催等、緊急事態には、運営委員会が主力となって対応します。
- ② 財政は、会費（一口1千円、※二口以上の方は大歓迎！）とカンパで運営します。
- ③ 「導水路」事業をめぐる情勢や状況を、ニュースの発行とホームページの継続でお知らせします。
- ④ 当面、「徳山ダム導水路裁判記録」（仮称）を作成します。

2015年度会計報告（※2015/03/01～2016/07/31） （単位；円）

入 金		出 金	
摘 要	金 額	摘 要	金 額
前年度より繰越金	269,402	弁護団2015年度分	200,000
会費（原告・会員等）	484,000	最高裁上告・貼用印紙代	42,000
15総会・高裁「結審」報告集会	15,000	訴実費・弁護士会館（全期）	80,686
最高裁「上告」決起集会	15,000	印刷費（会報・各種資料）	32,740
個人カンパ（一般）	67,555	ヤマト・ゆうメール(会報など)	137,808
個人カンパ（HP管理者）	30,000	ミニ通信（暑中見舞・案内）	26,000
講演料（名水労自治研集会）	5,000	ゆうちょ銀行振込手数料	8,570
ゆうちょ銀行貯金利息	138	‘15総会・高裁「結審」報告集会	38,000
		高裁「不当判決」報告会場費	23,200
		最高裁「上告」決起集会	54,920
		「やっぱり止めよう！集会」会場費	2,700
		HP管理・事務消耗品費	66,713
		渉外費（水源連・秘密法愛知の会）	21,000
合 計	886,095	合 計	734,337
差し引き残高	151,758	(次年度へ繰越し)	151,758
内訳：通帳残高	100,138		
現金残高	51,620		

「長良川市民学習会」事務局長 武藤仁

1 韓国NGOとの交流

2010年、生物多様性条約COP10が名古屋で開催されました。私たちはその交流広場で、市民団体共同ブースに参加し「長良川河口堰の開門」をアピールしましたが、そのときはじめて韓国4大河川事業（李明博政権の下、16のダム建設を中心に一気に3兆円を投入して強行した事業）とたたかう市民団体と出会いました。それ以後、毎年のようにお互いに現場を見るツアーやシンポジウムを取り組み、交流を深めています。

2013年6月、4大河川の一つである錦江（クムガン：歴史に出てくる白村江です）を見学ツアーで訪れた際、韓国NGOの仲介で、クムガン河口堰開門をめざすソチョン郡当局が「錦江—長良川海流通政策討論会」を設定していました。

これは、河口堰を開門し汽水域を回復し川をよみがえらせようというソチョン郡の施策の一環でもありました。私も討論会で長良川河口堰の状況を報告しましたが、ナソ・イェオル郡長を先頭にした官民一体となったソチョン郡の積極的な活動の報告には驚きました。また、他の河川でも河口堰開門の運動があることも、この討論会で知りました。これが、韓国の河口堰開門運動との初めての出会いとなりました。

しかしその後、クムガン河口堰開門運動は、開門派の郡長の任期終了による退任や、対岸の群山市の開門反対があり、うまく進んでいないという話を聴いて心配していました。

2 プサンのナクトンガン（洛東江）河口堰開放めざす取り組み

そうした中、昨年、ナクトンガン河口堰開門の動きの情報が伝わってきました。河口堰があるプサン広域市が2017年から順次開放、2025年完全開放めざして進んでいるというのです。

「これは是非、現場を訪れ学びに行かなければ」と3月14日の「よみがえれ長良川」実行委員会に「ナクトンガン河口堰視察と交流の旅」を提案するとともに、3月31日に開催された第11回愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会で、傍聴席から「釜山広域市の河口堰開門に向けた取り組みを聴く」取り組みを行うよう提案をしました。

これを受け小島敏郎座長は「検討したい」と回答。後に、同委員会が主催する長良川連続講座にプサン広域市から講師を招へいすることを決めました。

7月31日(日)ウインクあいちで開催された第3回長良川連続講座は、「なぜ開門調査をめざすのか 韓国の事例と伝統漁法から学ぶ」と題して、講師に李根熹（釜山広域市気候環境局長）さんを迎え、釜山広域市の河口堰開門に向けた取り組みを学びました。

参加した約80名の市民は強い関心を示し李局長の話に聞き入りました。なお、長良川市民学習会は講座の前日30日(土)に、李局長を河口堰周辺の環境を船で案内した後、農業用水取水施設や安八水害決壊場所なども見ていただきました。真剣に話を聴かれる姿はとても頼もしかったです。

ナクトンガン河口堰は、生活・工業・農業用水の安定確保、周辺湿地の埋め立てによる工場・住宅用地の確保、浚渫による干拓地の埋め立てなどを目的に1987年に建設されました（河口から5kmの位置に10門を備える可動堰）。

しかし、堰止めによる川の滞水は水質を悪化させアオコの発生などで水道水源に悪影響を及ぼすまでになっています。漁業にも被害が及んでいます。広大な湿地の喪失は世界でも有名な渡り鳥の



8/30 粕谷代表の説明を受ける李局長



8/31 第3回長良川連続講座



ナクトンガン河口堰

飛来地の破壊にもつながっています。

河口堰開門の声は建設直後からありましたが、NGOが努力した「洛東江河口汽水生態系復興協議会」の2012年の発足が世論を大きく盛り上げました。そして、2015年

の釜山広域市長の「順次堰開放」の記者会見により、行政の施策の本格化が始まりました。記者会見の1か月後には庁内に洛東江再生推進団（後に河川再生推進団に組織拡大再編）という河口堰開放めざす担当部署を設置しました。国に対しては委託研究を求めました。環境省からはすでに「開門による利水利用に与える悪影響はほとんどない」という研究結果が出されています。第3次として、国土交通省に「水門開放による実証研究」を求めています。河口堰管理者で開門反対の立場から、これは中断しています。現在これが課題となっています。

3 ナクトンガン河口堰視察と交流の旅

10月8日～11日、粕谷志郎代表を団長に9名でよみがえれ長良川実行委員会主催「ナクトンガン河口堰視察と交流の旅」を行いました。10月9日、4大河川事業で建設されたハマン堰から河口まで下りながら釜山の市民団体に、案内していただきました。ハマン堰は河口から約70kmに建設されましたが、堰による滞水でアオコが大発生しています。

この日は台風の後で泥水が流れていましたが、堰下流側の落水による洗堀も大きな問題になっています。深さ28mは掘れてしまっているとのことでした。

途中、漁民の皆さんと昼食・交流。漁民の皆さんの話によれば、河口堰に加え4大河川事業の追い打ちをかけられ漁業は壊滅に近い状況です。夜は、夕日に輝く雄大な河口の風景に魅了された後、市民団体と魚料理を囲んで交流を深めました。

10日は釜山広域市庁で、河川再生推進団から取り組みの説明を受け、午後、推進団長ほか職員の皆さんの案内で河口堰や取水施設の見学をしました。今回の旅は、河口堰開放に向けた釜山の官民一体となった精力的な取り組みに、深く感銘する旅となりました。



10/9 釜山の市民団体や漁民とエール交換



10/10 釜山広域市河川再生推進団の説明

最後に

河口堰開門の市民・国民世論を盛り上げるため洛東江河口汽水生態系復興協議会は、11/15釜山にて、11/17ソウルの国会議員会館にて「国際河口フォーラム」を計画していますが、長良川の市民団体も招待を受け討論の機会をいただくことになりました。交流・連帯の力で、開門を早く実現したいです。



お知らせ

同封のリーフレット「よみがえれ 長良川」をぜひお読み下さい。

長良川市民学習会は、2007年12月、「徳山ダムの水を長良川に流す」徳山ダム（木曾川水系連絡）導水路計画に驚き、「長良川に徳山ダムの水はいらない！」と声をあげた市民の集まりです。

会を結成後、長良川の環境にかかわる市民学習会の開催、調査活動、関係機関への要請行動などを重ね、現在、長良川河口堰の開門をめざし、長良川流域・伊勢湾の市民団体や全国的なネットワークとも連携して活動を広げています。



「設楽ダム建設中止を求める会」事務局長 奥宮芳子

★はじめに

今年 7 月 23 日、設楽ダムの建設中止を求める会は第 10 回総会を開催しました。2014 年 5 月 9 日付で最高裁が上告「棄却」決定から、さらに 2 年が過ぎたこととなります。

設楽ダムの建設中止を目的に他の市民団体との連携も含めて、主たる運動を住民訴訟裁判にかけてきた私たちにとって、敗訴は確かに片翼をもぎ取られたような脱力感があつたことは否めませんが、総会では「中止を求める取組み」について二日間を取って行われるほどに熱く議論されました。

市民調査によるダム直近における「活断層の疑いが濃い断層」発見が、私たちの運動に勢いを得ることができましたが、国はダム建設推進を進める力を緩めることはなく、一方建設反対を求める住民側は高齢化が進み、立木トラスト運動の山主さん側には世代交代が進んでおります。

こんな状況下でも広く強く進めて行くことが確認できたのは、3,400 人を超える立ち木トラスト運動や、市民団体のみなさんが後ろ盾となり、背中を押して下さるからで、深く感謝申し上げます。

1、2016 年度は設楽ダムサイト周辺「地質地盤問題」に集中して取組みを強めます。

当「会」では、高木仁三郎市民科学基金の 2015 年度助成を受け、活断層の専門家を含む複数の地質学の専門家から助言を得つつ実施した市民調査の結果、活断層の疑いの濃い断層がダムサイト左岸斜面を通っていることが明らかになりました。

国の地質調査報告では、「活断層（第四紀断層）」は存在しないと結論して一次調査のみで終わり、詳しく調べることはやっていません。

地形の特徴から活断層と推定されるので、中部地整は「ダム建設における第四紀断層の調査と対応に関する指針」に沿って、二次調査（詳細調査）を行う必要があります。

このまま本体工事に進めば、取り返しのつかない災厄をもたらすばかりでなく、大規模な掘削や地滑り対策、また漏水対策が必要となり、費用は天文学的にかさむことになりかねません。

そこで、基本計画の変更問題及びダムサイト周辺の地質地盤問題については、国を始め各方面に市民調査を示して申し入れ活動を行うこととします。

① 対国交省／中部地整に対しては

- * 基本計画の変更について・・・住民説明会を開くこと
- * 地質調査・・・活断層について、国はマニュアル（ダム建設における第四紀断層の調査と対応に関する指針）に従って、二次調査を実施し、ダムサイトの選定が適切に行われたのかどうか検証すること。検証が済むまで、転流公・本体工事を始めるべきではないこと。
- * 10 月 31 日設楽ダム工事事務所新城にて調査課職員と対面する機会を得ました。口頭で、国は住民説明会を開かない。330 億円の増額理由を説明しない。地質地盤については、今回の当会

設楽ダム予定地周辺の地質ガイドⅡ Geo Guide around the Shitara Dam Project Area

設楽ダムの地質調査が進んでいると見われていますが、ダムサイト周辺の地質地盤は大丈夫でしょうか。過去の断層の疑い、断層の存在が明らかになりました。ダムサイト周辺の地質地盤の調査を詳しく知る必要があります。

発見された東西走向の推定活断層 (N80E56N)

設楽ダム予定地周辺の地質地盤の調査結果として、2014 年度に実施された地質調査（2014 年度）から、断層の存在が確認され、断層の存在が明らかになりました。断層の存在が明らかになりました。断層の存在が明らかになりました。



なお、ほぼ平行なダムサイトを通る断層帯が 2014 年度のダムサイトボーリング調査で示されている (C2 M32、M33、M35)、また (H10) を通じて断層帯の東西走向の断層の存在がダムサイト地質地盤の調査で明らかになりました。

地形の特徴から活断層と推定されるので、中部地整は「ダム建設における第四紀断層の調査と対応に関する指針」に沿って、二次調査（詳細調査）を行う必要があります。

このまま本体工事に進めば、取り返しのつかない災厄をもたらすばかりでなく、大規模な掘削や地滑り対策、また漏水対策が必要となり、費用は天文学的にかさむことになりかねません。

側の説明を上伝えることはするが、現段階では問題ないと考えていると、とした。

② 対愛知県／県議会に対しては



愛知県は、*設楽ダム基本計画の変更について、国交大臣に回答する前に、住民に意見を聴くこと、*地質地盤について、県としても東三河～奥三河地域の活断層調査を実施すること、*中部地整に設楽ダム予定地周辺の詳細調査をするよう、申し入れをすること。(※以上については、設楽町をはじめ東三河の自治体、議会へも要請していく予定です。)

既に愛知県知事、県議会、中部地整には要請を行い、愛知県政記者クラブに於いて10月11日、記者会見し報告しました。

2、愛知県も豊洲問題と同じ構図

設楽ダム予定地は、地質地盤条件が特に悪い場所として知られ、1970年代はじめに電源開発が調査に入りましたがすぐに撤退しています。その同じ場所に、国は巨大な設楽ダムを計画して事業を進めていますが、私たちの予想通り基本計画の変更案<当初予算2,070億円が330億円増額の2,400億円に、完成予定の2020年が2026年に>が出されました。

330億円もの費用増額と工期延長は、振り出しに戻ってダム事業を見直す絶好の機会です。住民(とりわけ負担の大きい愛知県民ならびにダムの影響を受ける豊川水系～流域住民)に対して変更の理由を明らかにする説明会を開くよう私たちは要請してきました。

ところが、愛知県は県民に何の説明もしないまま、県議会(議会も議会だけど!)の議決を経て国に同意の旨をすでに7月6日付で回答していたことがわかりました。……豊洲問題は他人事ではないのです。同じことが私たちが暮らすこの町で起きています。

全く説明責任を果たさない国交省、愛知県、県議会を、私たち市民はいつまで許さなければならぬのでしょうか。この流れを絶つには、もっと強く広く連帯していくしかありません。天然アユ再生プロジェクトの「豊川を守る住民の会」や豊川の漁協との協力、河口堰を開ける運動や「導水路は要らない!愛知の会」などと連携し、全県的な体制を作り運動を広く強く進めていきます。

3、壁にぶつかった立木トラスト運動について

これまで、11箇所のトラスト山に約3,400人の立木オーナーの参加を得て運動を進めて来ましたが、今年に入って大きな問題にぶち当たりました。半年ほど前に、ある地区のトラスト山主をまとめられていた方から、「高齢化し、後継者も地元から出てしまっている。今の代でダム問題にけりをつけたい。地区全体で立木トラストから撤退することを決めた。」との連絡を受けました。

(※国は、300年以上続いた集落の生活を限界にまで追い込み、住民の逃げ場はダム建設に求めるしかないようにしたとしか思えない。私たち住民側は高齢化する一方、権力側は新陳代謝よろしく、若手を次々投入して力の衰えることがない。)

結局、私たちは撤退を決めた7箇所の立木山の名札と看板をはずし、傷んだ木札の新調など準備が整い次第、今秋(11/27・日)から順次、4箇所の山に木札を付け替えて行くこととしました。

<編集部注:11/27(日)「木札撤去」作業は、P14「イベントなど」参加のお願いをお読み下さい。>

★ 但し、私たちは、意気消沈しているわけではありません!こうした事態を踏まえて、さらに強い運動にするために土地トラストも考えております。全国3,400人の参加者の力は強く、彼らの存在は私たちの後ろ盾となり前へ前へと推し進めます。私たちは連帯の輪を強く広く!決意する次第です

お願い

国交省、愛知県、愛知県議会へ提出の要請書&陳情書は

ホームページ <http://www.nodam.org/> をご覧下さい。

投稿 警察の公然たる市民運動敵視・市民運動潰し指南を許さない

「もの言う」自由を守る会(「徳山ダム建設中止を守る会」事務局長) 近藤ゆり子



2014年7月24日付けの朝日新聞名古屋本社版1面に大きな見出し「岐阜県警 個人情報漏洩」「風力発電 反対派らの学歴・病歴」「大垣署が中電子会社へ」が載ったことを覚えておられるだろうか。

事件の概要と最近の状況に関しては、週刊金曜日掲載の中谷弁護士の稿をご参照頂きたい。

名前を挙げて情報提供された私を含む当事者が証拠保全で得たシートック社作成の「議事録」には、警察が市民運動を敵視し、反対運動潰しを指南する生々しいやりとりが記載されている。抜粋してみる。

<2013. 8. 7>

「中電大垣営業所経由で中電岐阜支店広報I課長より、大垣警察署警備課が『南伊吹風力の事業概要情報を必要としている』旨の連絡が当Gに入ったので訪問した。」 「(○:当社 △:大垣警察)△:同勉強会の主催者であるM輪氏やM氏が風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることを御存じか。」 「△:…同じ岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画しており、岐阜コラボ法律事務所とも繋がりを持っている。

また、大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対する『近藤ゆり子氏』という人物がいるが、御存じか。本人は、60歳を過ぎているが東京大学を中退しており、頭もいいし、喋りも上手であるから、このような人物と繋がると、やっかいになると思われる。

このような人物と岐阜コラボ法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない。大垣警察署としても回避したい行為であり、今後情報をやり取りすることにより、平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いします。」

<2014. 3. 4>

「大垣市上石津町上鍛冶屋地区の年度末総会において、測量に伴う土地立入禁止の決議がされた。…地区からの反対運動を発生させないための相談方々、大垣警察署警備課を訪問した。」

「○: 2月2日(日)大垣市上石津町上鍛冶屋地区の年度末総会において、…立入禁止が決議された。同総会において、反対運動者のM輪氏が平成26年度の上鍛冶屋自治会長に選出されたこともショッキング…」 「△: M島住職が、平成26年度『岐阜コラボ法律事務所友の会』の役員になった。

また、M輪と交代で友の会役員を行っているようである。風車事業に関して一部法律事務所に相談を行った気配がある。」

「○: …。交渉可能地区や役場等から話を進め、周囲を固めることにより上鍛冶屋地区を孤立化させる。周りの地区から、『なぜ賛成できないか』の声が上がるよう仕向きたい。…。大垣警察署から頂ける情報があれば連絡をお願いしたい。」

大垣署が中電子会社に情報提供 警察の市民運動潰し追及
2014年に岐阜県警大垣署が起した市民監視事件に対して、当事者となった市民が、国家賠償訴訟を提起することになった。事件が明らかになったのは、14年7月24日付「朝日新聞」が報じた「岐阜県警が個人情報漏洩」という記事。岐阜県大垣市と関ヶ原町をまたいで建設予定の風力発電施設建設をめぐって、大垣署が、勉強会を開くなどした地元住民と脱原発運動などに関わっている市民らの個人情報、事業者である

中部電力の子会社シートックに提供していたというものだ。情報をシートックに提供されていた市民は、警察に情報公開請求を行なったが非開示。国会で山下よしき参議院議員(日本共産党)が行なった追及でも、「通常の警察活動(15年6月4日、参議院内閣委員会での警察庁警備局長)として、一切、詳細が不明であった。そこで、裁判所に証拠保全申し立てを行ない、シートックの議事録を入手した結果、大垣署とシートックの情報交換は、警察の側から持ちかけたこと、4回にわたる会合の中で、環境問題に関わる市

民の名を挙げ、「このような人物と岐阜コラボ法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない。大垣警察署としても回避したい行為であり、今後情報をやり取りすることにより、平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いします」と、反対運動阻止のために会合がもたれていたことが明らかになった。

議事録からは、大垣署が日常的に政府の施策に反対する市民や法律事務所を敵視し、情報を収集し、市民運動潰しを企業に指南していたことが判明。これは、警察法2条2項の「不偏不党且つ公平中正に反し、個人の権利と自由を侵害する」権限の濫用に該当する。警察の違法な市民監視の責任を追及するため、今年中にも国家賠償請求を行なう予定である。

中谷雄一・弁護士

週間金曜日 2016. 9. 9(1103号)

<2014. 5. 26>

「5月20日上石津上鍛冶屋地区から風力発電中止の嘆願書が大垣市長あてに出された旨の新聞報道がなされた。元来、過激な運動を起こす可能性のある上鍛冶屋地区であり、今回のような行動を危惧し大垣警察署警備課との話し合いの場を設けている。」 「△：M輪は、岐阜コラボ法律事務所の事務局長であるF田と強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念している。現在F田は気を病んでおり入院中であるので、速、次の行動に移りにくいと考えられる。」 「△：今後、過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられる。身に危険を感じた場合は、すぐに110番して下さい。」

<2014. 6. 30>

「6月24日、大垣警察署警備課M巡查長から…近藤ゆり子が風車事業に対して動き出す気配がある旨の電話を頂いた。また、上鍛冶屋のM輪が自地区でない一之瀬で、『風力発電の勉強会』を開催したので報告すると共に、近藤ゆり子の動向を聞くため訪問した。」 「○：…。勉強会のチラシは、一之瀬および多良地区へ6月16日の新聞に挟まれて配られた。…6月30日(月)現在、勉強会出席者人数など調査中である。地元有力者からの情報は入手出来ていない。」 「△：近藤ゆり子の動きについて。弁護士法人『岐阜コラボ』が毎年5月3日(憲法の日)に主宰する『西濃憲法集会』が一息ついたので、風車事業反対活動に本腰を入れそうである。

西濃憲法集会では、原子力反対と戦争反対を唱えている。近藤ゆり子は、徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人である。また、その時に伊賀の歯医者『武田恵世』と知り合い、原子力発電反対でも武田と繋がっている。そういう意味でも、風車事業反対に乗り出してきているのではないかと。反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念している。」



大垣署とシーテック社との「意見交換」が大々的に報道された当初は、岐阜県警はひたすら沈黙していた。しかし4ヶ月後には、積極的に「公共の安全と秩序の維持のための通常一般の警察業務の一環」と言い出し、国会での警察庁警備局長答弁でもそう述べている。つまり、こうした市民運動敵視、民間業者への市民運動潰し指南を、全国どこでもやるぞ、と宣言しているのだ。

警備・公安警察は、その成り立ちからしても戦前の特高警察の”血”を引いている。そして 内閣危機管理監(高橋清孝)、内閣情報官(北村滋)のいずれも警察庁の公安畑のエリートである。日本の「情報」「治安」は、警察庁公安部門がおさえているのだ。

大分県警別府署の隠しカメラの一件からも、沖縄の高江での全国各地の機動隊の凄まじい暴行の有様をみても、警察が「法律の守護者」の仮面を脱ぎ捨てて。政権の私兵に成り下がって、市民に牙を剥いていると感じるのは私だけだろうか。

憲法を軽視・蔑視する首相が公然と明文改憲を口にするような状況であればこそ、あらゆる手段を使って、市民の政治的表現の自由―「もの言う」自由―の確保に力を尽くさなければ、市民社会は窒息してしまう。裁判の必勝を期して、年末にも提訴する予定である。ご支援のほどよろしくお願ひしたい。

憲法を軽視・蔑視する首相が公然と明文改憲を口にするような状況であればこそ、あらゆる手段を使って、市民の政治的表現の自由―「もの言う」自由―の確保に力を尽くさなければ、市民社会は窒息してしまう。裁判の必勝を期して、年末にも提訴する予定である。ご支援のほどよろしくお願ひしたい。

HP (<http://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/>) に詳しい資料を載せています。ご覧下さい！

中谷雄二弁護士 講演録

進む監視網と市民監視

― 自衛隊情報保全隊市民監視事件と大垣警察市民監視事件 ―



大垣警察市民監視連帯訴訟の勝利をめざす「もの言う」自由を守る会 発足集会 記念講演

頒価：200円
発行：「もの言う」自由を守る会

◇◇会員の皆さまへ “イベントなど” 参加のお願い◇◇

—昨年9月に発生した鬼怒川水害の被害地を被災者の皆さんの案内で視察—

① 11/12(土)～11/13(日)「水源連」総会 (&現地見学会)

＜問い合わせ先：「全国集会」実行委員会 (Tel・Fax 045-877-4970)＞

「ダム依存の治水」から「住民の安全を真に守る治水」への転換、2010年度からの「ダム事業の検証」、石木ダム予定地の強制収用問題、訴訟の場においても架空の水需要予測など理不尽な水行政・河川行政が罷り通ってしまう問題等について討議します。



- ① 現地見学会／11/12(土) 13時20分～17時00分
※マイクロバスで、鬼怒川下流の洪水被害地を視察
- ② 水源連総会／11/13(日) 10時～14時
(於：東京水道橋・全水道会館)

—東京—名古屋間 286km を 40 分で結ぶリニア新幹線。今回は環境保全問題！—

② 11/20(日) 市民講座 PART 8：リニア新幹線は何をもたらすのか

＜問い合わせ先：リニアを問う 愛知市民ネット (小林宅：(090-3384-7003))＞

講師曰く—「リニア新幹線建設に共通する巨大事業、圏央道（事業費 5～6 兆円）の不必要政や国史跡・八王子城跡や国定公園・高尾山に直径 10m のトンネ雨を掘ったことで生じた回復不可能な自然破壊について具体的にお話しします」



- *とき 11月20日(日)午後1時30分～4時00分
- *ところ 日本特殊陶業市民会館3F・第一会議室
- *講師 橋本 良仁 (はしもと よしひろ) 氏
(「ストップ・リニア!訴訟」原告団事務局次長)

—そこは寒狭川清流浴い (東海自然歩道でもあり) で紅葉が美しいところ—

④ 11/27(日) 立木トラストの「木札」撤去&付替え作業

＜問い合わせ先：設楽ダムの建設中止を求める会 (奥宮宅 Tel・Fax (090-7698-3652))＞

松戸集落には、設楽のわらべ歌を披露してくださるかたもおられます。昔を懐かしむ話を聞けたら・・・など 楽しい思い出作りができれば、と思っています。



- *集合 11月27日 午前10:00 設楽町役場・駐車場
- *内容 午前：立木トラストの木札撤去、
午後：松戸集落まで歩きます。
- *その他 山歩きが出来る服装、昼食は「設楽の会」がお握りを用意。

木札を付け替えて行く

—2013.12.6 秘密保護法強行採決 この日を忘れない!—

⑤ 12/6(火) 12・6講演会 (同封のチラシ&「極秘通信」参照)

＜問い合わせ先：秘密保全法に反対する愛知の会 (事務局：北法律事務所 (052-910-7727))＞

- *とき/ところ 12月06日(土)18時30分～20時30分/名古屋 YWCA ビッグスペース
- *講師 愛敬 浩二さん (名古屋大学 法学部・大学院法学研究科教授、憲法学)